



情報マネジメントシステム

## IMS 認証機関の認定に関わる料金

JIP-IMAC610-2.1

2008 年 11 月 12 日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

## 改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改訂箇所（改訂理由）	備考
1.0	2002.4.1	初版	
1.1	2002.4.23	納入時期説明の備考追加	
1.2	2002.10.1	備考 2-3 条件追記、表紙・改版履歴追加、誤記訂正	
1.3	2003.6.2	フォローアップ審査の表示追加 7. 特別審査料金追加 8. 再認定料金追加 注記 5. 審査料請求時期関連追加 注記 6. 認定登録証再発行関連追加 備考 1-2 修正	
1.4	2004.10.1	消費税込み表示追加に伴う構成変更 注記 5 追加、目次追加 料金の改定はなし	本版より公開
1.5	2006.6.1	3.1(3)、備考 2：事業者数リンク登録維持料改定 3. 備考 1：年収リンク登録維持料の年収の説明追加	
2.0	2007.4.1	ITSMS 認証機関認定の追加とそれに伴う文書名の変更、 事業者数リンク登録維持料の改訂、 移動対価削除の改訂、 審査登録⇒認証の表示変更	
2.1	2008.11.12	6.1(2)注記 6：海外審査の審査付帯費用内訳を明記、 用語の変更、誤記訂正	

## 目 次

1. 目的
  2. 初回認定申請・審査・登録
    - 2.1 料金
    - 2.2 納入時期
  3. 認定登録維持
    - 3.1 料金
    - 3.2 納入時期
  4. サーベイランス（定期維持審査）
    - 4.1 料金
    - 4.2 納入時期
  5. 更新申請・審査・登録
    - 5.1 料金
    - 5.2 納入時期
  6. 特別審査・拡大認定登録
    - 6.1 料金
    - 6.2 納入時期
  7. 再申請による認定審査・登録
  8. 認定登録証の再発行
    - 8.1 料金
    - 8.2 納入時期
- 附属書A ISMS 又は ITSMS 認証機関を追加認定する場合

## 1. 目的

この文書は、財団法人日本情報処理開発協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が ISMS 又は ITSMS 認証機関を認定する場合の、認定申請、登録及び維持に関わる料金について定めたものである。ISMS と ITSMS の両方の認定に関わる場合の料金は附属書による。

## 2. 初回認定申請・審査・登録

### 2.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	400,000 円	420,000 円
(2)	基本審査料	800,000 円	840,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	20,000 円 ／人・時間	21,000 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（注記 6 参照） 交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(5)	登録料	1,000,000 円	1,050,000 円

### 2.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後納入する。(3)(4)は審査終了後納入する。(5)は認定登録決定後納入する。

## 3. 認定登録維持

### 3.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料	200,000 円／年	210,000 円／年
(2)	年収リンク登録維持料（備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による		
	①年収が 5 億円以下の場合	年収の 1.5%+消費税 但し、年収リンク維持料の最低額は、 年間 700,000 円（諸費税込み 735,000 円）とする。	
	②年収が 5 億円を超え 10 億円以下の場合	7,500,000 円+年収のうち 5 億円を 超える額の 1.125%+消費税	
	③年収が 10 億円を超える場合	13,125,000 円+年収のうち 10 億円 を超える額の 0.75%+消費税	
(3)	組織数リンクの登録維持料（備考 2 参照）		
	組織 1 件当たり	30,000 円／年 但し、機関当りの 合計の最高額は 年間 7,500,000 円とする	31,500 円／年 但し、機関当りの 合計の最高額は 年間 7,875,000 円 とする

### 3.2 納入時期

(1)は1年毎のサーベイランス時又はこれに相当する時期に納入する。

(2)は備考1による。(3)は備考2による。

#### 備考1. (年収リンク登録維持料)

1) この維持料は、当該機関の事業年度終了後90日以内に納入する。

2) この維持料は、ISMS又はITSMS認証業務に関わる当該機関の前年度の年収に基づいて算出して請求する。

3) 初回認定年度の収入は、認定された月から当該機関の年度末までの認証業務に関わる収入を使用する。

なお、初回認定年度における年収リンク登録維持料の最低額は、認定された月から数えて当該機関の年度末までの月割りで計算する。

4) 当該機関の認証に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除する。

#### 備考2. (組織数リンクの登録維持料)

1) この維持料は、ISMS認証機関が事業年度の期首時点で認証している組織分を、期首から30日以内に納入する。ITSMS認証組織分は免除する。

2) この維持料は、当該ISMS認証機関が本協会より認定された認定範囲内において認証した全ての組織を対象として算出する。

ただし、国外にサイトのある組織については、本協会へ登録を希望した組織を対象として算出する。

3) 初回登録の場合、登録月から当該機関の事業年度末までの初年度分は免除する。

4) 組織1件当たりの料金は下記により逡減する。

2007年3月までの請求：30,000円（消費税込み31,500円）／年

2007年4月～2008年3月分の請求：20,000円（消費税込み21,000円）／年

2008年4月～2009年3月分の請求：10,000円（消費税込み10,500円）／年

2009年4月～2010年3月分の請求：5,000円（消費税込み5,250円）／年

2010年4月以降分：請求なし

#### 4. サーベイランス（定期維持審査）

##### 4.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 （事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	20,000 円 ／人・時間	21,000 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（注記 6 参照）		
	交通費・宿泊費	本協会の規定による	

##### 4.2 納入時期

審査終了後納入する。

#### 5. 更新申請・審査・登録

##### 5.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	400,000 円	420,000 円
(2)	基本審査料	800,000 円	840,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	20,000 円 ／人・時間	21,000 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（注記 6 参照）		
	交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(5)	登録料	1,000,000 円	1,050,000 円

##### 5.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後納入する。(3)(4)は審査終了後納入する。(5)は登録維持決定後納入する。

#### 6. 特別審査・拡大認定登録

##### 6.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価	20,000 円 ／人・時間	21,000 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（注記 6 参照）		
	交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(3)	拡大認定登録料	200,000 円	210,000 円／年

##### 6.2 納入時期

(1)(2)は審査終了後納入する。(3)は拡大認定登録決定後納入する。

#### 7. 再申請による認定審査・登録（認定取消後、再度認定申請する場合）

初回認定申請・審査・登録と同様とする。

## 8. 認定登録証の再発行

### 8.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	認定登録証の再発行手数料	3,000 円	3,150 円

### 8.2 納入時期

登録証受領後納入する。

備考：初回認定登録、更新登録及び拡大認定登録の場合は各登録料に含まれる。

- 注記**
1. 上記の消費税込料金は5%の消費税を含めたものを表示している。但し、年収リンク登録維持料の料金は計算後消費税を加算のこと。
  2. 上記の各料金は、改訂することがありうる。申請にあたっては最新版を確認のこと。
  3. 通訳料は当該認証機関の負担とする。
  4. 審査が本協会の年度に跨る場合、審査料は原則として年度毎に請求する。
  5. 振込み手数料は、振込み側にて負担するものとする。
  6. 海外での審査の場合、審査付帯費用として、交通費・宿泊費のほかに移動対価及びその他経費を請求する。
    - 1) 移動対価は、航空機による往復の飛行時間が12時間以上の場合、下記により12時間分の移動対価を請求する。  
 移動対価 = 12時間 × 時間単価（往復）  
 時間単価は 16,000/円 とする。
    - 2) その他経費として請求する支出項目は、査証取得料、海外傷害保険料、空港使用料・空港税、予防接種費、通信費等、海外での審査業務に必要な諸経費とする。

## 附属書 A ISMS 又は ITSMS 認証機関を追加認定する場合

既に ISMS 認証機関として認定している機関を、ITSMS 認証機関として追加認定する場合、或いは、既に ITSMS 認証機関として認定している機関を、ISMS 認証機関として追加認定する場合の料金は下記とする。下記記載以外は本文による。

### 2. 初回認定申請・審査・登録

追加の認定に対する、初回認定申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

#### 2.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	200,000 円	210,000 円
(2)	基本審査料	200,000 円	210,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 ／人・時間	21,000 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 参照） 交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(5)	登録料	200,000 円	210,000 円

### 3. 認定登録維持

認定登録維持に関わる料金は下記とする。

#### 3.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料	200,000 円／年	210,000 円／年
(2)	年収リンク登録維持料（下記備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による	本文と同様とする。 但し備考 1 は下記とする。	
(3)	組織数リンクの登録維持料	本文と同様とする。	

#### 備考 1.（年収リンク登録維持料）

- この維持料は、当該機関の事業年度終了後 90 日以内に納入する。
- この維持料は、ISMS 認証業務及び ITSMS 認証業務に関わる当該機関の前年度の年収の合計に基づいて算出したものを請求する。
- 初回認定年度の収入は、認定された月から当該機関の年度末までの認証業務に関わる収入を使用する。  
なお、年収として既に認定されている ISMS 又は ITSMS との合計を使用するので、初回認定年度における年収リンク登録維持料の最低額の月割りは適用されない。
- 当該機関の認証に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除する。

#### 4. サーベイランス（定期維持審査）

サーベイランスに関わる料金は下記とする。

##### 4.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 （事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	20,000 円 ／人・時間	21,000 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（本文注記 6 参照） 交通費・宿泊費	本協会の規定による	

#### 5. 更新申請・審査・登録

更新申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

##### 5.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	200,000 円	210,000 円
(2)	基本審査料	200,000 円	210,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	20,000 円 ／人・時間	21,000 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 参照） 交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(5)	登録料	200,000 円	210,000 円